

# 令和4年第1回市議会定例会において可決された意見書

## 台湾の世界保健機構（WHO）年次総会へのオブザーバー参加を求める意見書

令4.3.22 第1回定例会で可決  
提出先 衆議院議長，参議院議長  
内閣総理大臣，内閣官房長官  
外務大臣，厚生労働大臣  
総務大臣

日本と台湾は重要なパートナーとして、文化・観光・経済など様々な分野で交流を行ってきており、日台相互間の人的往来は年々増加傾向にあります。

鹿児島との関係においても2012年には台湾との定期便が就航し、特に本市においては台湾からの宿泊観光客数が2017年には年間6万人を超え、現在、2018年に策定したネクスト“アジア・鹿児島”イノベーション戦略等により、アジアとの人・もの・情報の多面的な交流など、様々な主体が一体となって鹿児島の新たな活力を生み出すための取組を推進し、経済・文化・観光等の幅広い分野で交流を深めています。

このような中、台湾は、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に際して、いち早くウイルスを封じ込めるなど、感染拡大防止対策に最も成功している地域の一つであり、世界各国から高い評価を受けています。

一方で2009年以降、WHOの年次総会にオブザーバーとして参加し、保健衛生分野において国際貢献してきたにもかかわらず、2017年からは参加が認められていません。

WHO憲章は、「到達しうる最高基準の健康を享有することは、人権、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」と掲げており、この崇高な理念に照らしても、新型コロナウイルスの封じ込めに成功し、保健衛生分野での豊富な知見と経験を有する台湾のWHO参加を妨げるべきではありません。

よって、国におかれては、台湾のWHO参加支持を表明している関係各国・地域と連携し、台湾のWHO年次総会へのオブザーバー参加実現に向けての取組をこれまで以上に強化するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。